

土地等利用状況審議会運営規則（案）

令和 4 年 7 月 日
土地等利用状況審議会決定

土地等利用状況審議会令（令和 4 年政令第 207 号）第 4 条の規定に基づき、この規則を定める。

（会議の招集）

第 1 条 土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するものとする。ただし、会長が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りではない。

（会議への出席）

第 2 条 土地等利用状況審議会令第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときには、情報通信機器を利用した出席を含めるものとする。

（発言）

第 3 条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を受けなければならない。

（出席等）

第 4 条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 委員及び第 1 条第 2 項により会議の招集の通知を受けた専門委員は、会議を欠席する場合には、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（利害関係を有する委員等）

第 5 条 委員及び専門委員は、自らについて、会議に付議される事項に関し、直接の利害関係を有する場合その他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情があると思料するときは、会長に対して、その旨を申し出るものとする。

2 会長は、会議に付議される事項に関し、直接の利害関係を有する場合その他の調査

審議に公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情がある委員及び専門委員を、審議及び議決に参加させないことができる。

(書面による議事)

第6条 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(審議の内容等の公表等)

第7条 会長は、原則、会議における審議の内容等を、会議終了後速やかに公表する。

2 前項の規定により審議の内容等を公表する際は、会議において配布された資料も併せて公表する。

3 会長は、前2項にかかわらず、会議における審議の内容等及び資料を公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、審議の内容等及び資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、これを公表する。

2 会長は、前項にかかわらず、国の安全保障や個人に関する情報を取り扱う場合など、公表することにより委員及び専門委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

(準用)

第9条 第1条から第8条までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年7月●日から施行する。